

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金財産処分事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付要綱第7条の運用において、必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 市長は、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して財産の処分を行った補助事業者又は処分を行おうとする補助事業者へ処分理由の確認を行い、必要に応じて大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助対象設備処分理由書（様式第1号）のほか、認定に必要な書類の提出を求め、認定又は認定しない旨の決定を行う。認定しない場合は、交付決定の取消しを行い、返還を求める。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助対象設備処分理由書

年　月　日

大 阪 市 長

(報告者)

住 所	
(フリガナ)	
氏 名	
電話番号	

補助金の交付を受けて更新した設備について、当該設備を更新した日から大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付要綱第7条に定める処分制限期間を経過せずに処分した理由又は処分する理由について、次のとおり報告します。

なお、記載内容及び提出書類に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、補助金の返還その他当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

浴場所在地					
浴場名称					
営業者氏名 (法人名及び代表者名)					
補助確定通知日	年	月	日	大健第	号
補助確定額	円				
処分理由	公衆浴場の営業を廃止することとなった経過や補助対象設備の処分状況 等について、詳細に記載してください。				

■必要関係書類

・個人経営

(1) 災害・火災若しくはその他やむを得ない事情により施設や補助対象設備等が使用できなくなった場合等
・災害の事実を証明する消防署等所轄の関係官公署の長が発行する証明書
・火災保険会社が作成する「損害額証明書」「損害補填金計算書」「被災者が受け取った保険金支払通知書」等
・その他、損害金額、損害賠償金の証拠となる書類
(2) 健康上の問題により営業継続ができなくなった場合
・医師の診断書（最近2か月以内発行）
※就労困難の記載があること。
※加療開始の始期又は発症時期に加え、現在も就労困難という記載があること。
(3) 死亡により営業を継続することができなくなった場合
・戸籍謄本（又は抄本）の原本　　・除籍謄本の原本
・住民票（除票）の原本　　・死亡診断書の写し
・家庭裁判所の審判書の写し等
(4) その他の事由により営業を継続することができなくなった場合
・その他の事由が確認できる書類

・法人経営

(1) 災害・火災若しくはその他やむを得ない事情により施設や補助対象設備等が使用できなくなった場合等
・災害の事実を証明する消防署等所轄の関係官公署の長が発行する証明書
・火災保険会社が作成する「損害額証明書」「損害補填金計算書」「被災者が受け取った保険金支払通知書」等
・その他、損害金額、損害賠償金の証拠となる書類
(2) 事業担当者もしくは経営者の健康上の問題により営業継続ができなくなった場合
・その者の法人内での地位、担当職務を証する書類
・医師の診断書（最近2か月以内発行）
※就労困難の記載があること。
※加療開始の始期又は発症時期に加え、現在も就労困難という記載があること。
(3) 事業担当者もしくは経営者の死亡により営業を継続することができなくなった場合
・その者の法人内での地位、担当職務を証する書類
・戸籍謄本（又は抄本）の原本　　・除籍謄本の原本
・住民票（除票）の原本　　・死亡診断書の写し
・家庭裁判所の審判書の写し等
(4) その他の事由により営業を継続することができなくなった場合
・その他の事由が確認できる書類